

大原医療福祉製菓専門学校梅田校附帯教育

社会福祉士養成通信課程規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、大原医療福祉製菓専門学校梅田校学則（以下、「学則」とする。）第34条に基づき、通信課程に関する事項について定める。

(名 称)

第2条 本課程は、大原医療福祉製菓専門学校梅田校社会福祉士養成通信課程という。

(位 置)

第3条 本課程は、大阪市北区太融寺町2番14号に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本課程は通信課程であり、社会福祉科（修業年限：1年6ヵ月）の入学定員は、200名である。なお、本課程の通信地域は、大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・和歌山県・滋賀県とする。

(終 始 期)

第5条 本課程の終始期は4月を始期とし、翌年9月を終期とする。

(在籍年数)

第6条 本課程は、3年を超えて在籍することができない。ただし、特別の事情により、当該年数を超える在籍を許可することがある。

第3章 授業時間及び教職員組織

(授業時間)

第7条 本課程の1年6ヵ月の総授業時間は3,120時間以上とし、詳細は別表に定める。

(教職員組織)

第8条 本通信課程を司る者は教員1名以上及び事務職員1名以上とする。

第4章 入学、休学、復学等

(入学資格)

第9条 本課程の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずる者として施行規則第1条の3第3項各号に規定する者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずる者として施行規則第1条の3第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上の相談援助の業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずる者として施行規則第1条の3第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者
- (4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者

(入学時期)

第10条 本課程の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続・許可)

第11条 本課程の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本課程を入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載して、出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して書類審査又は必要に応じて試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本課程に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に第21条に定める入学金を添えて入学手続をとらなければならない。
- (4) 本課程に入学しようとする者は、入学願書提出時に入学検定料10,000円を納付しなければならない。

(休学・復学・再入学)

第12条 受講生が疾病、その他やむを得ない理由によって休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。
3. 本課程への再入学を希望する者については、選考のうえこれを許可することがある。ただし、再入学は4月からとする。

第5章 授業、試験、学業成績及び修了等

(授 業)

第13条 本課程の授業は、印刷教材等による授業、面接授業のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2. 印刷教材等による授業の実施にあたっては、添削等による指導を合わせて行う。
3. 授業の履修においては、次に掲げる4項目に基づき校長がこれを認定する。

(1) 履修時間の出席率

面接授業ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び相談援助実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定をしないこととする。

(2) レポート提出

課題レポートの提出が完了していない者には、履修の認定をしないこととする。

(3) 授業科目ごとの学業成績

(4) 実習先の施設の評価

(試 験)

第14条 学業成績は、印刷教材等による授業の実施にあたっては、提出レポートの添削等によってこれを定め、面接授業にあたっては授業科目ごとに行う試験によってこれを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2. 試験には科目修了試験、追試験及び再試験等がある。追試験はやむを得ない事故等により科目修了試験を受けなかった者に対して行い、再試験は受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。また、提出レポートの再提出は添削の結果、不合格となった者のためにこれを行う。
3. 追試験及び再試験、再提出は本校において必要と認めたときに限りこれを行う。

(履修の免除)

第15条 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の履修を免除することができる。

2. 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、「ソーシャルワーク実習」のうち60時間を免除することができる。

(学業成績)

第16条 学業成績判定は、優、良、可、不可の4種をもってこれを表し、次のとおりとする。

優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(課程修了)

第17条 本課程に在籍し、第7条別表に掲げる授業科目を履修し、かつその該当する所定の授業科目について合格に達して修了資格を得た者には、修了証を授与する。

第6章 褒章、懲戒及び退学

(褒章)

第18条 成績優秀な受講生に対しては、校長はこれを褒章することがある。

(懲戒)

第19条 受講生が本規程、命令に背きもしくは本校の秩序を乱し、又は受講生として本分に反する行為があった場合には、校長はこれを懲戒する。

(退学)

第20条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (5) 故意に学校の諸設備を破損、損傷させた者。なお、この者は諸設備の復元義務を負わなければならない。
- (6) 学費の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者

第7章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第21条 本校の入学金は10,000円、授業料は478,000円(教材費・実習費を含む)、入学検定料は10,000円とする。

2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。

3. 納付済の授業料その他の納付金は、原則としてこれを返金しない。

ただし、入学手続完了後に、入学辞退を希望する場合は、本校所定の学費返還手続により納入金額から入学金を除いた額を返還する。

(健康診断)

第22条 健康診断は、毎年1回実施する。

第8章 雑則

(施行細則)

第23条 この規定の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2. 第4条、第5条、第6条及び第7条の規定については、平成29年4月1日から適用し、施行する。ただし、平成28年度生以前の受講生については、旧規定（平成27年度）第4条、第5条、第6条及び第7条に記載する通りとする。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2. 第4条の規定については、平成30年4月1日から適用し、施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、令和4年度生については、旧規定に記載する通りとする。

【第7条 別表】

社会福祉士通信課程

授業科目	必選の別	授業時間数		
		面接授業	印刷教材の授業	実習
医学概論	必		90	
心理学と心理的支援	必		90	
社会学と社会システム	必		90	
社会福祉の原理と政策	必		180	
社会福祉調査の基礎	必		90	
ソーシャルワークの基盤と専門職	必		90	
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	必		90	
ソーシャルワークの理論と方法	必		180	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	必		180	
地域福祉と包括的支援体制	必		180	
福祉サービスの組織と経営	必		90	
社会保障	必		180	
高齢者福祉	必		90	
障害者福祉	必		90	
児童・家庭福祉	必		90	
貧困に対する支援	必		90	
保健医療と福祉	必		90	
権利擁護を支える法制度	必		90	
刑事司法と福祉	必		90	
ソーシャルワーク演習	必	45	81	
ソーシャルワーク演習（専門）	必		324	
ソーシャルワーク実習指導	必	27	243	
ソーシャルワーク実習	必			240
小計		72	2,808	240
総計				3,120

- ・必は必修科目を表す。
- ・指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、「ソーシャルワーク実習指導」および「ソーシャルワーク実習」の履修を免除することができる。
- ・精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、「ソーシャルワーク実習」のうち60時間を免除することができる。